



高齢運転者・認知症について

2019年も6か月が経過しましたが、この半年、自動車運転死傷事故が目立つようになりました。老若男女に関わらず、突然、痛ましい事故の加害者・被害者になってしまう……。交通事故はどちらの人生も一変させてしまいます。超高齢社会の到来に向けて、高齢運転者による交通事故を増やさないために、検査・講習を行い、事故を未然に防ぐことを目的とし改正道路交通法が平成29年に施行されています。改めて確認してみましょう。夏の交通安全運動とあわせて、自動車運転や交通ルール、事故防止について、考えるきっかけにしていただければ幸いです。

■認知症の検査の強化

一般に高齢になるほど、運動・判断能力の低下がみられるようになります。しかし、低下には個人差があり元気な方もいらっしゃれば、認知症になりかけている方も運転をしているのが現状です。そこで、危険運転のリスクがある方に自覚して頂くため、見直し講習・検査を行うなど、対策が強化されました。具体的には、

「75歳以上の運転免許保有者」に対し、記憶力や判断力の認知機能検査が強化されています。
免許更新時に75歳以上の方は以下の検査が実施されます（認知症の確定診断ではありません）



①時間の見当識・・・現在の年月日、曜日、時間を解答用紙に記入します。

②記憶力の検査・・・1枚の絵に4つの絵が描かれているものを見て覚え、それを続けて4回（16個の絵）覚えます。その後、別の問題を解きながら一定時間あけ、再度、覚えた16個の絵の名前を解答用紙に記入します。ヒントが書かれていますので、それを手掛かりに記入します。

③時計の描画・・・指示された時間を元に、アナログ時計の絵を描きます。



以上の検査を行い、第1分類、第2分類、第3分類に振り分けられます。

- ・第1分類・・・**認知症の恐れあり。速やかな医師の診断が義務付け**られ、認知症と診断されれば免許取り消し、もしくは停止となります。
- ・第2分類・・・認知機能が低下している恐れあり。ドライブレコーダーを使用した個別指導を含む、3時間の講習が課せられます。
- ・第3分類・・・認知機能が低下している恐れなし。2時間の講習を受講します。

芹沢病院では、第1分類（認知症の恐れあり）に該当する方の診察を行っています。お気軽にご相談ください。

—警察庁ホームページより一部抜粋—

「納涼祭」のおしらせ

日時 7月24日（水）17:30～19:00
 ※雨天決行です（但し雨天時は屋内開催）
 会場 芹沢病院正面駐車場 特設会場（全面禁煙）
 催し物 北上子供しゃぎり・三島サンバ（ノールパピヨン）
 入院・介護の相談窓口（17:00～18:00）
 屋台 焼きそば、焼き鳥、唐揚げ、かき氷、
 とうもろこし、ヨーヨー、輪投げ、など
 ※今年度は、バザーはありません。

※駐車場には限りがございます。お車でのご来場はご遠慮ください。

職員一同、皆様のご来院を心よりお待ちしております！

7月11日（木）～20日（土）

夏の交通安全県民運動

三島警察署管内では、
 ◎追突事故
 ◎出会い頭事故
 が目立ちます！夏の行楽シーズンを迎え、観光客の増加が予想されるため、いつも以上に注意して運転しましょう。

交通安全協会三島地区支部 交通安全指導員